

消費税の税率改正に伴う旅費等の考え方について(税率を10%として請負工事費や業務委託料等を算定する場合に適用)

漁港漁場関係工事積算基準

平成30年度

港湾請負工事積算基準 対比表

【消費税率8%適用】

【消費税率10%適用】

掲載頁	現行(旧)	改定(新)	コメント																						
第1部 港湾土木請負工事積算 基準 第2章 工事費の積算 4節 その他 P2-4-3	(例) 当初官積算額105,000千円 請負額102,900千円 第1回変更官積算工事価格115,000千円 工事価格 = $\frac{102,900}{105,000} \times 115,000 = 112,700$ 千円 (落札率を乗じた額) 第1回変更設計額 = $112,700 \times (1 + 0.08) = 121,716$ 千円 第2回変更官積算工事価格105,000千円 第1回変更請負額115,500千円 工事価格 = $\frac{115,500}{115,000 \times (1 + 0.08)} \times 105,000 = 97,644$ 千円 (落札率を乗じた額) 第2回変更設計額 = $97,644 \times (1 + 0.08) = 105,455.5$ 千円 第3回変更官積算工事価格110,000千円 第2回変更請負額103,950千円 工事価格 = $\frac{103,950}{105,000 \times (1 + 0.08)} \times 110,000 = 100,833$ 千円 (落札率を乗じた額) 第3回変更設計額 = $100,833 \times (1 + 0.08) = 108,899.6$ 千円	(例) 当初官積算額105,000千円 請負額102,900千円 第1回変更官積算工事価格115,000千円 工事価格 = $\frac{102,900}{105,000} \times 115,000 = 112,700$ 千円 (落札率を乗じた額) 第1回変更設計額 = $112,700 \times (1 + 0.10) = 123,970$ 千円 第2回変更官積算工事価格105,000千円 第1回変更請負額115,500千円 工事価格 = $\frac{115,500}{115,000 \times (1 + 0.10)} \times 105,000 = 95,869$ 千円 (落札率を乗じた額) 第2回変更設計額 = $95,869 \times (1 + 0.10) = 105,455.9$ 千円 第3回変更官積算工事価格110,000千円 第2回変更請負額103,950千円 工事価格 = $\frac{103,950}{105,000 \times (1 + 0.10)} \times 110,000 = 99,000$ 千円 (落札率を乗じた額) 第3回変更設計額 = $99,000 \times (1 + 0.10) = 108,900$ 千円	消費税増税に伴う改定 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">R元/6/20掲載分より追加</div>																						
第1部 港湾土木請負工事積算 基準 第3章 直接工事費の施工歩掛 本工 4.1 ケーソン式 P3-4.1-45	(4) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>乗船手当</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通船員</td> <td style="text-align: center;">2,379円</td> <td rowspan="2">国土交通省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> <tr> <td>高級船員</td> <td style="text-align: center;">2,907円</td> </tr> </tbody> </table> 5) 回航保険料の算出 保険料 = [保険金額 × {基本料率 × 回航距離係数 (K ^{0.1247})}] ÷ 1.08 ({ } は小数6位四捨五入、 [] は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て) 注) ケーソンの回航保険は航海保険料を適用する。	職種	乗船手当	摘要	普通船員	2,379円	国土交通省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。	高級船員	2,907円	(4) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>乗船手当</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通船員</td> <td style="text-align: center;">2,336円</td> <td rowspan="2">国土交通省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> <tr> <td>高級船員</td> <td style="text-align: center;">2,854円</td> </tr> </tbody> </table> 5) 回航保険料の算出 保険料 = [保険金額 × {基本料率 × 回航距離係数 (K ^{0.1247})}] ÷ 1.10 ({ } は小数6位四捨五入、 [] は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て) 注) ケーソンの回航保険は航海保険料を適用する。	職種	乗船手当	摘要	普通船員	2,336円	国土交通省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。	高級船員	2,854円	消費税増税に伴う改定 (現行は旅費を8%で割戻した額、改定は旅費を10%で割戻した額)						
職種	乗船手当	摘要																							
普通船員	2,379円	国土交通省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。																							
高級船員	2,907円																								
職種	乗船手当	摘要																							
普通船員	2,336円	国土交通省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。																							
高級船員	2,854円																								
第1部 港湾土木請負工事積算 基準 第5章 間接工事費の施工歩掛 1節 回航・えい航費 P5-1-8	(6) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>乗船手当</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船団長</td> <td style="text-align: center;">2,907円</td> <td rowspan="2">国土交通省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> <tr> <td>高級船員</td> <td style="text-align: center;">2,907円</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td style="text-align: center;">2,379円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職種	乗船手当	摘要	船団長	2,907円	国土交通省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。	高級船員	2,907円	普通船員	2,379円		(6) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>乗船手当</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船団長</td> <td style="text-align: center;">2,854円</td> <td rowspan="2">国土交通省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。</td> </tr> <tr> <td>高級船員</td> <td style="text-align: center;">2,854円</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td style="text-align: center;">2,336円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職種	乗船手当	摘要	船団長	2,854円	国土交通省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。	高級船員	2,854円	普通船員	2,336円		消費税増税に伴う改定 (現行は旅費を8%で割戻した額、改定は旅費を10%で割戻した額)
職種	乗船手当	摘要																							
船団長	2,907円	国土交通省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。																							
高級船員	2,907円																								
普通船員	2,379円																								
職種	乗船手当	摘要																							
船団長	2,854円	国土交通省日額旅費支給規則第6条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。																							
高級船員	2,854円																								
普通船員	2,336円																								
P5-1-10	(2) 保険料の算出 保険料 = [保険金額 × {基本料率 × 回航距離係数}] ÷ 1.08 ({ } は小数6位四捨五入、 [] は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て)	(2) 保険料の算出 保険料 = [保険金額 × {基本料率 × 回航距離係数}] ÷ 1.10 ({ } は小数6位四捨五入、 [] は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て)	消費税増税に伴う改定																						
P5-1-11	(2) 保険料の算出 ① 排砂管設備 保険料 = [保険金額 × {基本料率 × 回航距離係数}] ÷ 1.08 ({ } は小数6位四捨五入、 [] は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て) 注) 回航保険料は、消費税の課税対象外である。	(2) 保険料の算出 ① 排砂管設備 保険料 = [保険金額 × {基本料率 × 回航距離係数}] ÷ 1.10 ({ } は小数6位四捨五入、 [] は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て) 注) 回航保険料は、消費税の課税対象外である。	消費税増税に伴う改定																						

掲載頁	現行（旧）	改定（新）	コメント																																																																		
P5-1-13	<p>(3) 旅費の算出 ①普通日額旅費および日当については、下記による。</p> <p>(a) 宿泊を要しない場合（普通日額旅費）</p> <table border="1" data-bbox="409 388 1299 695"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">職 種</th> </tr> <tr> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合</td> <td style="text-align: center;"><u>546円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>490円</u></td> </tr> <tr> <td>行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合</td> <td style="text-align: center;"><u>833円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>731円</u></td> </tr> <tr> <td>行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)</td> <td style="text-align: center;"><u>1,101円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>972円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 在勤地内の旅行の場合は、計上しない。 2. 上表中の金額は、消費税を含まない額である。</p> <p>(b) 宿泊を要する場合（日当）</p> <table border="1" data-bbox="409 793 1389 909"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>日 当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船団長・高級船員</td> <td style="text-align: center;"><u>2,037円</u></td> <td rowspan="2">金額は、消費税を含まない額である。</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td style="text-align: center;"><u>1,574円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 鉄道片道50km未満、水路片道25km未満、陸路片道12.5km未満の旅行の場合における日当は、上記表定額の1/2とする。</p> <p>② 宿泊費</p> <table border="1" data-bbox="409 1003 1389 1119"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>甲 地 方</th> <th>乙 地 方</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船団長・高級船員</td> <td style="text-align: center;"><u>10,092円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,074円</u></td> <td rowspan="2">金額は、消費税を含まない額である。</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td style="text-align: center;"><u>8,055円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>7,222円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 甲地方とは、東京都、千葉市、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、福岡市およびその他これらに準ずる地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。 2. 車中泊が必要な場合には、乙地方相当の宿泊費を計上することができる。 3. 船中泊の場合は宿泊費に替え、船賃に食費が含まれていない場合に限り食卓料を計上することができる。</p>	区 分	職 種		船団長・高級船員	普通船員	行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合	<u>546円</u>	<u>490円</u>	行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合	<u>833円</u>	<u>731円</u>	行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)	<u>1,101円</u>	<u>972円</u>	職 種	日 当	摘 要	船団長・高級船員	<u>2,037円</u>	金額は、消費税を含まない額である。	普通船員	<u>1,574円</u>	職 種	甲 地 方	乙 地 方	摘 要	船団長・高級船員	<u>10,092円</u>	<u>9,074円</u>	金額は、消費税を含まない額である。	普通船員	<u>8,055円</u>	<u>7,222円</u>	<p>(3) 旅費の算出 ①普通日額旅費および日当については、下記による。</p> <p>(a) 宿泊を要しない場合（普通日額旅費）</p> <table border="1" data-bbox="1596 388 2487 695"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">職 種</th> </tr> <tr> <th>船団長・高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合</td> <td style="text-align: center;"><u>536円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>481円</u></td> </tr> <tr> <td>行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合</td> <td style="text-align: center;"><u>818円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>718円</u></td> </tr> <tr> <td>行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)</td> <td style="text-align: center;"><u>1,081円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>954円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 在勤地内の旅行の場合は、計上しない。 2. 上表中の金額は、消費税を含まない額である。</p> <p>(b) 宿泊を要する場合（日当）</p> <table border="1" data-bbox="1596 793 2576 909"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>日 当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船団長・高級船員</td> <td style="text-align: center;"><u>2,000円</u></td> <td rowspan="2">金額は、消費税を含まない額である。</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td style="text-align: center;"><u>1,545円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 鉄道片道50km未満、水路片道25km未満、陸路片道12.5km未満の旅行の場合における日当は、上記表定額の1/2とする。</p> <p>② 宿泊費</p> <table border="1" data-bbox="1596 1003 2576 1119"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>甲 地 方</th> <th>乙 地 方</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船団長・高級船員</td> <td style="text-align: center;"><u>9,909円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>8,909円</u></td> <td rowspan="2">金額は、消費税を含まない額である。</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td style="text-align: center;"><u>7,909円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>7,090円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 甲地方とは、東京都、千葉市、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、福岡市およびその他これらに準ずる地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。 2. 車中泊が必要な場合には、乙地方相当の宿泊費を計上することができる。 3. 船中泊の場合は宿泊費に替え、船賃に食費が含まれていない場合に限り食卓料を計上することができる。</p>	区 分	職 種		船団長・高級船員	普通船員	行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合	<u>536円</u>	<u>481円</u>	行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合	<u>818円</u>	<u>718円</u>	行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)	<u>1,081円</u>	<u>954円</u>	職 種	日 当	摘 要	船団長・高級船員	<u>2,000円</u>	金額は、消費税を含まない額である。	普通船員	<u>1,545円</u>	職 種	甲 地 方	乙 地 方	摘 要	船団長・高級船員	<u>9,909円</u>	<u>8,909円</u>	金額は、消費税を含まない額である。	普通船員	<u>7,909円</u>	<u>7,090円</u>	<p>消費税増税に伴う改定 (現行は旅費を8%で割戻した額、改定は旅費を10%で割戻した額)</p>
区 分	職 種																																																																				
	船団長・高級船員	普通船員																																																																			
行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合	<u>546円</u>	<u>490円</u>																																																																			
行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合	<u>833円</u>	<u>731円</u>																																																																			
行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)	<u>1,101円</u>	<u>972円</u>																																																																			
職 種	日 当	摘 要																																																																			
船団長・高級船員	<u>2,037円</u>	金額は、消費税を含まない額である。																																																																			
普通船員	<u>1,574円</u>																																																																				
職 種	甲 地 方	乙 地 方	摘 要																																																																		
船団長・高級船員	<u>10,092円</u>	<u>9,074円</u>	金額は、消費税を含まない額である。																																																																		
普通船員	<u>8,055円</u>	<u>7,222円</u>																																																																			
区 分	職 種																																																																				
	船団長・高級船員	普通船員																																																																			
行程8キロメートル以上16キロメートル未満 又は引き続き5時間以上8時間未満の場合	<u>536円</u>	<u>481円</u>																																																																			
行程16キロメートル以上25キロメートル未満 又は引き続き8時間以上の場合	<u>818円</u>	<u>718円</u>																																																																			
行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地に限る)	<u>1,081円</u>	<u>954円</u>																																																																			
職 種	日 当	摘 要																																																																			
船団長・高級船員	<u>2,000円</u>	金額は、消費税を含まない額である。																																																																			
普通船員	<u>1,545円</u>																																																																				
職 種	甲 地 方	乙 地 方	摘 要																																																																		
船団長・高級船員	<u>9,909円</u>	<u>8,909円</u>	金額は、消費税を含まない額である。																																																																		
普通船員	<u>7,909円</u>	<u>7,090円</u>																																																																			
参考資料 P5-1-(8)	<p>1. 回航保険料 回航保険料 = [保険金額 × { 基本料率 × 回航距離係数 }] ÷ 1.08 ({ } は小数6位四捨五入、 [] は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て) 注) 1. 国有船舶の回航保険は、航海保険料を適用する。 2. 回航保険料は、消費税の課税対象外である。</p>	<p>1. 回航保険料 回航保険料 = [保険金額 × { 基本料率 × 回航距離係数 }] ÷ 1.10 ({ } は小数6位四捨五入、 [] は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て) 注) 1. 国有船舶の回航保険は、航海保険料を適用する。 2. 回航保険料は、消費税の課税対象外である。</p>	<p>消費税増税に伴う改定</p>																																																																		

漁港漁場関係工事積算基準

平成30年度

港湾請負工事積算基準 対比表

【消費税率8%適用】

【消費税率10%適用】

掲 載 頁	現 行 (旧)	改 定 (新)	コ メ ン ト
<p>補足資料 P5-1-(9)</p>	<p>7. 回航費の算定における乗組員の旅費算定</p> <p>1) 上乗り以外の被回航船舶乗務員（船団長、高級船員、普通船員）の旅行日は被回航船舶機装解除日とし、人件費（8時間単価：人件費は半日程度であっても1日分計上する）・普通日額旅費・交通費を計上し、宿泊費は計上しない。但し、移動所要日数が1日を越える場合は別途考慮する。 なお、回航における機装については、回航専門業者が行うため乗組員の基準日額は原則として計上しない</p> <p>2) 宿泊を要しない場合は、旅行日1日以内とする。 旅行日1日以内とは、出発から目的地迄の到着が、その日のうちに可能な場合とする。</p> <p>3) 宿泊を要する場合は、旅行日1日を超える場合とする。 旅行日1日を超える場合とは、旅程が長距離に亘り、出発から目的地迄の到着に必ず宿泊（車中泊）を要する場合とする。</p> <p>(例) 出 発 車中泊 目的地に到着</p>  <p>旅行日1泊2日 ※車中泊として宿泊費を計上する</p> <p>4) 交通費は消費税を含まない額を積上げる。（所要額×100/108）</p> <p>5) 交通費はシーズンに関係なく「通常期料金」とする。</p>	<p>7. 回航費の算定における乗組員の旅費算定</p> <p>1) 上乗り以外の被回航船舶乗務員（船団長、高級船員、普通船員）の旅行日は被回航船舶機装解除日とし、人件費（8時間単価：人件費は半日程度であっても1日分計上する）・普通日額旅費・交通費を計上し、宿泊費は計上しない。但し、移動所要日数が1日を越える場合は別途考慮する。 なお、回航における機装については、回航専門業者が行うため乗組員の基準日額は原則として計上しない</p> <p>2) 宿泊を要しない場合は、旅行日1日以内とする。 旅行日1日以内とは、出発から目的地迄の到着が、その日のうちに可能な場合とする。</p> <p>3) 宿泊を要する場合は、旅行日1日を超える場合とする。 旅行日1日を超える場合とは、旅程が長距離に亘り、出発から目的地迄の到着に必ず宿泊（車中泊）を要する場合とする。</p> <p>(例) 出 発 車中泊 目的地に到着</p>  <p>旅行日1泊2日 ※車中泊として宿泊費を計上する</p> <p>4) 交通費は消費税を含まない額を積上げる。（所要額×100/110）</p> <p>5) 交通費はシーズンに関係なく「通常期料金」とする。</p>	<p>消費税増税に伴う改定</p>
<p>第1部 港湾土木請負工事積算 基準 第5章 間接工事費の施工歩掛 8節 水雷・傷害等保険料 P5-8-2</p>	<p>2) 保険料の算定 水雷保険料は、下式により算定する。 水雷保険料 = [{ 保険料対象価格 × $\frac{\text{保険料率}(\%)}{100}$ } ÷ 1.08] × 対象船舶の隻数 ([] は小数3位切捨て、 { } は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て)</p> <p>注) 1. 1隻の最低保険料は5,000円とする。 2. 船舶乗組員に対する船主責任を附帯させることを原則とする。</p>	<p>2) 保険料の算定 水雷保険料は、下式により算定する。 水雷保険料 = [{ 保険料対象価格 × $\frac{\text{保険料率}(\%)}{100}$ } ÷ 1.10] × 対象船舶の隻数 ([] は小数3位切捨て、 { } は小数1位切捨て、全体は小数1位切捨て)</p> <p>注) 1. 1隻の最低保険料は5,000円とする。 2. 船舶乗組員に対する船主責任を附帯させることを原則とする。</p>	<p>消費税増税に伴う改定</p>
<p>P5-8-3</p>	<p>3-3 積算方法</p> <p>1) 保険料の算定 傷害保険は、下式により算定する。 傷害保険料 = [{ 保険金額 × (年間基本料率 × 団体割引率 × 短期率) } ÷ 1.08] × 人数 (() は小数6位四捨五入、 { } は小数1位切捨て、 [] は小数3位切捨て、全体は小数1位切捨て)</p>	<p>3-3 積算方法</p> <p>1) 保険料の算定 傷害保険は、下式により算定する。 傷害保険料 = [{ 保険金額 × (年間基本料率 × 団体割引率 × 短期率) } ÷ 1.10] × 人数 (() は小数6位四捨五入、 { } は小数1位切捨て、 [] は小数3位切捨て、全体は小数1位切捨て)</p>	<p>消費税増税に伴う改定</p>

漁港漁場関係工事積算基準

港湾請負工事積算基準 対比表

平成30年度

【消費税率8%適用】

【消費税率10%適用】

掲 載 頁	現 行 (旧)	改 定 (新)	コ メ ン ト																																																								
第3部 その他の積算基準 第1編 設計等業務 1節 計画・開発・調査等 業務 P1-1-5	(2) 日当 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地の往復に要した日数について計上する。計上する日当については、2分の1日当を原則とする。 <table border="1" data-bbox="400 394 1249 600"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>日 当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td><u>2,407円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td><u>2,037円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td><u>1,574円</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 注) 上表中の金額は、消費税を含まない額である。 (3) 宿泊費 宿泊を伴う場合、目的地に到着した日の宿泊料については下記により宿泊費を計上する。また、翌日から目的地を出発する日の前日までの期間の宿泊料については滞在日額旅費により計上する。 <table border="1" data-bbox="400 751 1249 957"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>甲 地 方</th> <th>乙 地 方</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td><u>12,129円</u></td> <td><u>10,925円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td><u>10,092円</u></td> <td><u>9,074円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td><u>8,055円</u></td> <td><u>7,222円</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 注) 1. 甲地方とは、東京都、千葉市、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、福岡市およびその他これらに準ずる地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。 2. 上表中の金額は、消費税を含まない額である。	職 種	日 当	摘 要	A	<u>2,407円</u>		B	<u>2,037円</u>		C	<u>1,574円</u>		職 種	甲 地 方	乙 地 方	摘 要	A	<u>12,129円</u>	<u>10,925円</u>		B	<u>10,092円</u>	<u>9,074円</u>		C	<u>8,055円</u>	<u>7,222円</u>		(2) 日当 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地の往復に要した日数について計上する。計上する日当については、2分の1日当を原則とする。 <table border="1" data-bbox="1587 394 2436 600"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>日 当</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td><u>2,363円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td><u>2,000円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td><u>1,545円</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 注) 上表中の金額は、消費税を含まない額である。 (3) 宿泊費 宿泊を伴う場合、目的地に到着した日の宿泊料については下記により宿泊費を計上する。また、翌日から目的地を出発する日の前日までの期間の宿泊料については滞在日額旅費により計上する。 <table border="1" data-bbox="1587 751 2436 957"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>甲 地 方</th> <th>乙 地 方</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td><u>11,909円</u></td> <td><u>10,727円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td><u>9,909円</u></td> <td><u>8,909円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td><u>7,909円</u></td> <td><u>7,090円</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 注) 1. 甲地方とは、東京都、千葉市、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、福岡市およびその他これらに準ずる地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。 2. 上表中の金額は、消費税を含まない額である。	職 種	日 当	摘 要	A	<u>2,363円</u>		B	<u>2,000円</u>		C	<u>1,545円</u>		職 種	甲 地 方	乙 地 方	摘 要	A	<u>11,909円</u>	<u>10,727円</u>		B	<u>9,909円</u>	<u>8,909円</u>		C	<u>7,909円</u>	<u>7,090円</u>		消費税増税に伴う改定 (現行は旅費を8%で割戻した額、改定は旅費を10%で割戻した額)
職 種	日 当	摘 要																																																									
A	<u>2,407円</u>																																																										
B	<u>2,037円</u>																																																										
C	<u>1,574円</u>																																																										
職 種	甲 地 方	乙 地 方	摘 要																																																								
A	<u>12,129円</u>	<u>10,925円</u>																																																									
B	<u>10,092円</u>	<u>9,074円</u>																																																									
C	<u>8,055円</u>	<u>7,222円</u>																																																									
職 種	日 当	摘 要																																																									
A	<u>2,363円</u>																																																										
B	<u>2,000円</u>																																																										
C	<u>1,545円</u>																																																										
職 種	甲 地 方	乙 地 方	摘 要																																																								
A	<u>11,909円</u>	<u>10,727円</u>																																																									
B	<u>9,909円</u>	<u>8,909円</u>																																																									
C	<u>7,909円</u>	<u>7,090円</u>																																																									
P1-1-6	(5) 滞在日額旅費 目的地に到着した日の翌日から同地を出発する日の前日までの期間については、下記による。 <table border="1" data-bbox="388 1241 1347 1499"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日未満</td> <td><u>8,509円/日</u></td> <td><u>8,509円/日</u></td> <td><u>6,861円/日</u></td> <td>1~29日 29日間</td> </tr> <tr> <td>30日以上60日未満</td> <td><u>7,648円/日</u></td> <td><u>7,648円/日</u></td> <td><u>6,175円/日</u></td> <td>30~59日 30日間</td> </tr> <tr> <td>60日以上</td> <td><u>6,805円/日</u></td> <td><u>6,805円/日</u></td> <td><u>5,490円/日</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 注) 上表中の金額は、消費税を含まない額である。	職 種	A	B	C	摘 要	30日未満	<u>8,509円/日</u>	<u>8,509円/日</u>	<u>6,861円/日</u>	1~29日 29日間	30日以上60日未満	<u>7,648円/日</u>	<u>7,648円/日</u>	<u>6,175円/日</u>	30~59日 30日間	60日以上	<u>6,805円/日</u>	<u>6,805円/日</u>	<u>5,490円/日</u>		(5) 滞在日額旅費 目的地に到着した日の翌日から同地を出発する日の前日までの期間については、下記による。 <table border="1" data-bbox="1576 1241 2534 1499"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日未満</td> <td><u>8,354円/日</u></td> <td><u>8,354円/日</u></td> <td><u>6,736円/日</u></td> <td>1~29日 29日間</td> </tr> <tr> <td>30日以上60日未満</td> <td><u>7,509円/日</u></td> <td><u>7,509円/日</u></td> <td><u>6,063円/日</u></td> <td>30~59日 30日間</td> </tr> <tr> <td>60日以上</td> <td><u>6,681円/日</u></td> <td><u>6,681円/日</u></td> <td><u>5,390円/日</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 注) 上表中の金額は、消費税を含まない額である。	職 種	A	B	C	摘 要	30日未満	<u>8,354円/日</u>	<u>8,354円/日</u>	<u>6,736円/日</u>	1~29日 29日間	30日以上60日未満	<u>7,509円/日</u>	<u>7,509円/日</u>	<u>6,063円/日</u>	30~59日 30日間	60日以上	<u>6,681円/日</u>	<u>6,681円/日</u>	<u>5,390円/日</u>		消費税増税に伴う改定 (現行は旅費を8%で割戻した額、改定は旅費を10%で割戻した額)																
職 種	A	B	C	摘 要																																																							
30日未満	<u>8,509円/日</u>	<u>8,509円/日</u>	<u>6,861円/日</u>	1~29日 29日間																																																							
30日以上60日未満	<u>7,648円/日</u>	<u>7,648円/日</u>	<u>6,175円/日</u>	30~59日 30日間																																																							
60日以上	<u>6,805円/日</u>	<u>6,805円/日</u>	<u>5,490円/日</u>																																																								
職 種	A	B	C	摘 要																																																							
30日未満	<u>8,354円/日</u>	<u>8,354円/日</u>	<u>6,736円/日</u>	1~29日 29日間																																																							
30日以上60日未満	<u>7,509円/日</u>	<u>7,509円/日</u>	<u>6,063円/日</u>	30~59日 30日間																																																							
60日以上	<u>6,681円/日</u>	<u>6,681円/日</u>	<u>5,390円/日</u>																																																								